

病床機能再編支援補助金の活用希望について

1 病床機能再編支援補助金の概要及び活用希望内容

令和2年度から、病床機能の再編を支援する国の新たな補助制度が設けられ、県担当課から県内医療機関に同補助金の活用希望を照会した結果、鹿児島保健医療圏においては、令和2年度補助金について5件の活用希望あり。(P16A3横長)

補助金名	概要	活用希望医療機関・申請額
病床削減支援給付金	地域医療構想の実現のため、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給	生駒泌尿器科 急性期2床減 【228万円】
		じげんじ久保クリニック 急性期14床減 【1,596万円】
		いづろ今村病院 急性期15床減（全て今村総合病院へ移床） 【3,420万円】
		下稲葉病院 急性期60床減（うち14床は今村総合病院へ移床） 【7,638万円】
医療機関統合支援給付金	地域医療構想の実現のため、病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合、統合計画に参加する医療機関に給付金を支給	今村総合病院、いづろ今村病院、下稲葉病院 いづろ今村病院の急性期15床を今村総合病院へ（急性期15床増） 下稲葉病院の急性期14床を今村総合病院へ（回復期14床増） 下稲葉病院の急性期46床を廃止 【5,244万円】

※ 病院の債務整理に必要な借入資金支援給付金については該当なし。

(参照) P9～12 新たな病床機能の再編支援について

P13～15 R2. 11. 10付け鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長名

「病床機能再編支援補助金に関する活用希望調査について（依頼）」

< 支給対象について >

- ① 平成30年度病床機能報告において「高度急性期」、「急性期」、「慢性期」のいずれかの医療機能を選択した病棟の「稼働病床」の削減が対象になる。
- ② 地域医療構想調整会議において、地域医療構想の実現に資すると認められたものが対象になる。
- ③ 各医療圏の地域医療構想調整会議のほか、県医療審議会でも審議予定。地域医療構想調整会議、県医療審議会のどちらかで給付金を受け取ることが適当でないと判断された場合は、対象にならない。
- ④ 病院、診療所のいずれも対象になる。
- ⑤ 同一医療法人内の移床も対象になる。
- ⑥ 病床削減支援給付金、医療機関統合支援給付金の同時申請可能。いずれも対象になる。

第4回部会長等会議において、活用希望医療機関からの説明及び質疑を行った。

(1) 病床削減支援給付金

<p>生駒泌尿器科</p>	<p><主な説明内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期病床14床のうち2床削減予定。 ・12床については、前立腺の手術、透析患者の重症化時の入院のための病床確保（個室の新設を含む）とする予定。 <p><質疑></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
<p>じげんじ久保クリニック</p>	<p><主な説明内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・15床のうち14床を削減し、1床を確保したい。 ・病床削減により地域医療構想の実現に貢献できるため。 <p><質疑></p> <p>(委員) 1床のみで運用するのか。もう少し多い方が運用しやすいのではないか。</p> <p>(回答) 1泊入院の手術、麻酔、組織検査等の実施のため、1床残すこととしている。人件費との兼ね合いにより、1床とした。</p>

(2) 病床削減支援給付金及び医療機関統合支援給付金

<p>今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院</p>	<p><主な説明内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応のため、本年1月1日付けでいづろ今村病院から今村総合病院へ15床を移床。 ・下稲葉病院は、急性期60床を今村総合病院へ移床し、無床診療所として存続。今村総合病院は、下稲葉病院から病床60床受け入れ後、即時に46床は廃止するとともに14床を回復期病床へ転換し、脳梗塞治療後の日常生活復帰支援を必要とする回復期の病床として活用予定。 <p><意見・質疑></p> <p>(委員) 同一法人・同一医療圏内であれば、新型コロナウイルス感染症対応等の理由がなくても移床は可能ではないのか。</p> <p>(回答) 新型コロナウイルス感染症対応等については、移床に至った背景として県担当課に説明したもの。</p>
-------------------------------------	--

(1) 協議事項

5 か所の活用希望医療機関の計画について、「鹿児島保健医療圏の地域医療構想の実現に資すると認められる（給付金の活用を適当と考える）」かどうか。

(2) 委員からの主な意見

ア 病床削減支援給付金

医療機関名	各委員からの意見
<p>①生駒泌尿器科 (急性期病床の廃止) ※支給対象：2床</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度病床機能報告では急性期と報告しているが、実態が急性期なのか疑問がある。 ・新規入院患者数が少ないこと等をみると、実態として急性期医療を提供しているとは考えにくい。 ・国は急性期病床の削減を掲げており、(病床機能報告で報告された)急性期病床が減少するため、適当として良いのではないか。 ・支給要件では、平成30年度病床機能報告で急性期と報告していれば対象になるため、適当として良いのではないか。
<p>②じげんじ久保クリニック (急性期病床の廃止) ※支給対象：14床</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所は7対1相当以上の看護基準ではなく、実態は急性期でないと思われるため、地域医療構想の実現には資さないと考える。 ・有床診療所も大病院と同じレベルの医療行為を行っていないと急性期といえないと考えるのであれば、有床診療所は全て回復期以下となるが、有床診療所においては、かかりつけ医レベルで急性期医療を提供しているという考え方もあるのではないか。 ・現在、定量的基準において有床診療所の医療機能の選択についての具体的な基準がない中で、急性期とは認められないと一方的に評価してよいのか疑問がある。
<p>③いづろ今村病院 (急性期病床の移床) ※支給対象：15床</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人内・同一医療圏内での移床であり、医療機能の変更を伴わないので、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながらず、不適当。 ・病床削減支援給付金の支給要件 エ「同一年度内に同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと」に当てはまり、不適当。

医療機関名	各委員からの意見
<p>④下稲葉病院 (急性期病床の移床 ・廃止)</p> <p>※支給対象：60床 (移床14床，廃止46床)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病床削減支援給付金，医療機関統合支援給付金を同時申請できる制度に対して疑問がある。いずれか一方のみとすべき。 ・令和2年11月に議長名で定量的基準に基づく医療機能(回復期)で報告するよう求める依頼文を出しており，不適當。 ・支給要件は平成30年度病床機能報告での医療機能であるため適當として良いのではないか。

イ 医療機関統合支援給付金

医療機関名	各委員からの意見
<p>⑤今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院 (急性期病床の移床 ・廃止，回復期への変更)</p> <p>※支給対象：46床 (廃止分のみ対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病床削減支援給付金，医療機関統合支援給付金を同時申請できる制度に対して疑問がある。いずれか一方のみとすべき。 ・急性期病床を移床後，回復期病床へ転換させるため適當と考える。

(3) 部会長等会議の協議結果 (R3.1.14)

ア 病床削減支援給付金

医療機関名	調整会議としての意見 (案)
①生駒泌尿器科 (急性期病床の廃止) ※支給対象：2床 ○	生駒泌尿器科は急性期病床の廃止であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながる。 については、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。
②じげんじ久保クリニック (急性期病床の廃止) ※支給対象：14床 ○	じげんじ久保クリニックは急性期病床の廃止であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながる。 については、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。
③いづろ今村病院 (急性期病床の移床) ※支給対象：15床 ×	いづろ今村病院から今村総合病院への移床は、医療機能の変更を伴わない移床であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながらない。 については、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減とは認められない ため、給付金の活用は 不適当 と考える。
④下稲葉病院 (急性期病床の移床・廃止) ※支給対象：60床 (移床14床，廃止46床) ○	下稲葉病院は急性期病床の廃止，また今村総合病院への移床は医療機能の変更（急性期から回復期）を伴う移床であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少及び回復期病床の増加につながる。 については、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。

イ 医療機関統合支援給付金

医療機関名	調整会議としての意見 (案)
⑤今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院 (急性期病床の移床・廃止，回復期への変更) ※支給対象：46床 (廃止分のみ対象) ○	下稲葉病院は急性期病床の廃止，また今村総合病院への移床は医療機能の変更（急性期から回復期）を伴う移床であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少及び回復期病床の増加につながる。 については、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。

4 第13回調整会議における協議 (R3.2.9)

(1) 協議事項

5 ページの調整会議としての意見（案）のとおりでよいかどうか。

(2) 委員からの主な意見

ア 病床削減支援給付金

医療機関名	部会長等会議の協議結果に対する異議及び意見等
① 生駒泌尿器科	<ul style="list-style-type: none"> ・実態としてほとんど稼働していない病床の削減を給付金の対象にするのは、地域医療構想の実現に資さないと考える。 ・平成30年度病床機能報告は自主的に急性期と報告したものであり、実態が急性期かどうかを考慮せずに給付金を認めるのは、自主的に回復期として報告した医療機関に対して非常に不公平である。
② じげんじ久保クリニック	
③ いづろ今村病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病床削減支援給付金の支給要件 エ「同一年度内に同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと」に当てはまり、不適當。
④ 下稲葉病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病床削減支援給付金，医療機関統合支援給付金のいずれか一方のみとすべき。 ・統合先の医療機関の改装・増築が必要になるので，おそらくそのために給付されるのが医療機関統合支援給付金。どちらか一方となれば，医療機関統合支援給付金の申請が理屈に合うのではないか。 ・3病院の再編統合が主な目的で，病床削減はその結果として付いてきているものであるため，医療機関統合支援給付金の方で申請すべき。

イ 医療機関統合支援給付金

医療機関名	部会長等会議の協議結果に対する異議及び意見等
⑤ 今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病床削減支援給付金，医療機関統合支援給付金のいずれか一方のみとすべき。 ・統合先の医療機関の改装・増築が必要になるので，おそらくそのために給付されるのが医療機関統合支援給付金。どちらか一方となれば，医療機関統合支援給付金の申請が理屈に合うのではないか。 ・3病院の再編統合が主な目的で，病床削減はその結果として付いてきているものであるため，医療機関統合支援給付金の方で申請すべき。

(3) 第13回調整会議の協議結果

医療機関名	協議結果
① 生駒泌尿器科	○ 認める
② じげんじ久保クリニック	○ 認める
③ いづろ今村病院	× 認めない
④ 下稲葉病院	× 認めない
⑤ 今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院	○ 認める

(参考) 調整会議での協議をもとに以下のとおり整理し、後日、県担当課へ提出した。

ア 病床削減支援給付金

医療機関名	調整会議としての意見
① 生駒泌尿器科 ○	<p>生駒泌尿器科は、平成30年度病床機能報告における急性期病床の廃止であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながる。</p> <p>については、鹿児島保健医療圏における地域医療構想の実現に資する病床削減と認められるため、給付金の活用は適当と考える。</p>
② じげんじ久保 クリニック ○	<p>じげんじ久保クリニックは、平成30年度病床機能報告における急性期病床の廃止であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながる。</p> <p>については、鹿児島保健医療圏における地域医療構想の実現に資する病床削減と認められるため、給付金の活用は適当と考える。</p>
③ いづろ今村病院 ×	<p>いづろ今村病院から今村総合病院への移床は、医療機能の変更を伴わない移床であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながらない。</p> <p>については、鹿児島保健医療圏における地域医療構想の実現に資する病床削減とは認められないため、給付金の活用は不適当と考える。</p>

医療機関名	調整会議としての意見
④ 下稲葉病院 ×	<p>下稲葉病院の削減病床数を基に病床削減支援給付金と医療機関統合支援給付金の両方を支給することが地域医療構想の実現に資するとは考えられない。いずれか一方にすべき。</p> <p>3病院の再編統合が基本にあることから、病床削減支援給付金ではなく、医療機関統合支援給付金のみの申請とすべきである。</p>

イ 医療機関統合支援給付金

医療機関名	調整会議としての意見
⑤ 今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院 ○	<p>下稲葉病院の削減病床数を基に病床削減支援給付金と医療機関統合支援給付金の両方を支給することが地域医療構想の実現に資するとは考えられない。いずれか一方にすべき。</p> <p>3病院の再編統合が基本にあることから、病床削減支援給付金ではなく、医療機関統合支援給付金のみの申請とすべきである。</p> <p>下稲葉病院は急性期病床の廃止，また今村総合病院への移床は医療機能の変更（急性期から回復期）を伴う移床であり，鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少及び回復期病床の増加につながる。</p> <p>ついては，鹿児島保健医療圏における地域医療構想の実現に資する病床削減を伴う統合と認められるため，給付金の活用は適当と考える。</p>

5 本日の協議内容

第13回調整会議後，国から県担当課に対し，疑義に対する回答があったことから，③，④，⑤について，調整会議としての意見の変更が必要ないかどうか，御協議をお願いします。

※ 国からの回答については，県担当課から説明します。（資料2）

新たな病床機能の再編支援について

令和3年度要求額：事項要求
(令和2年度予算額：84億円)

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組み際の財政支援を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

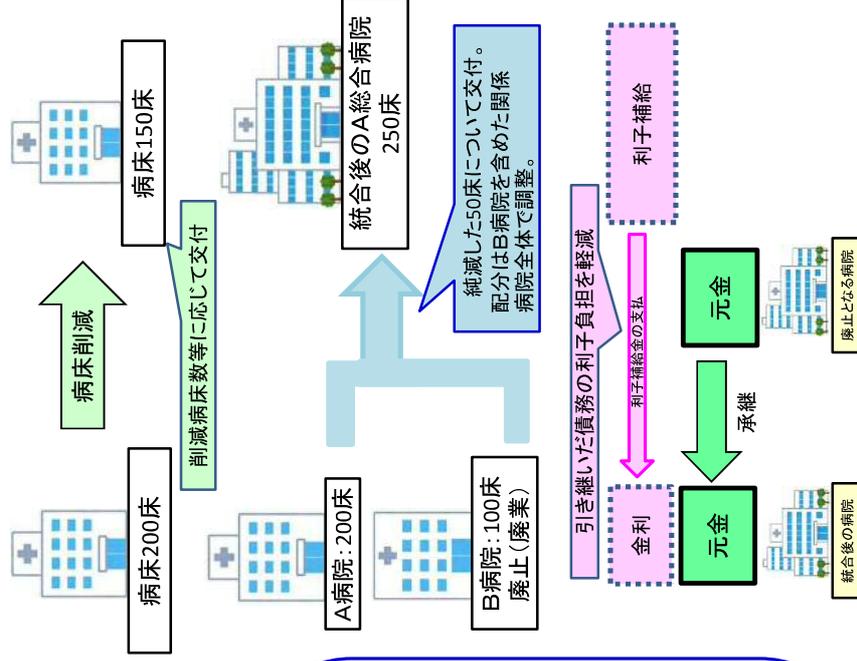
「病床削減」に伴う財政支援

稼働病床より病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付
※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。

「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合の
コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床
稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）
※重点支援区域のプロシエクトについては一層手厚く支援
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合におい
て、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、
当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後
病院へ交付
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えられた場合に限る。



1. 医療機能の分化・連携に必要な病床削減支援

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を1床以上報告し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床削減を行う病院等（以下「病床削減病院等」という。）の開設者又は開設者であった者。

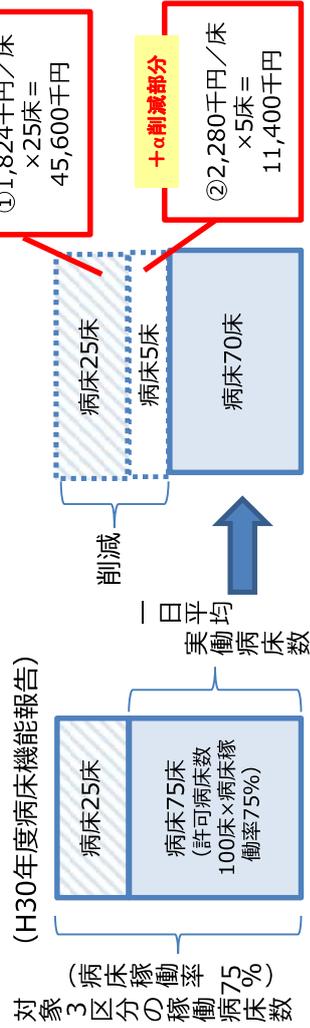
支給要件

- ① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであると、う、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。
- ② 病床削減病院等における**病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下**であること。
- ③ 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
- ④ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたりの額を支給。
- ② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、2,280千円/床を交付。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、**回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。**

【イメージ】



※補助金の算定の計算には休床分は含まない

① (45,600千円) + ② (11,400千円) = 57,000千円の交付

病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

2. 医療機能の分化・連携に必要な医療機関統合支援

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合、統合計画に参加する病院等に給付金を支給する。

支給対象

地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に合意した病院等（以下「統合関係病院等」）の開設者であること。

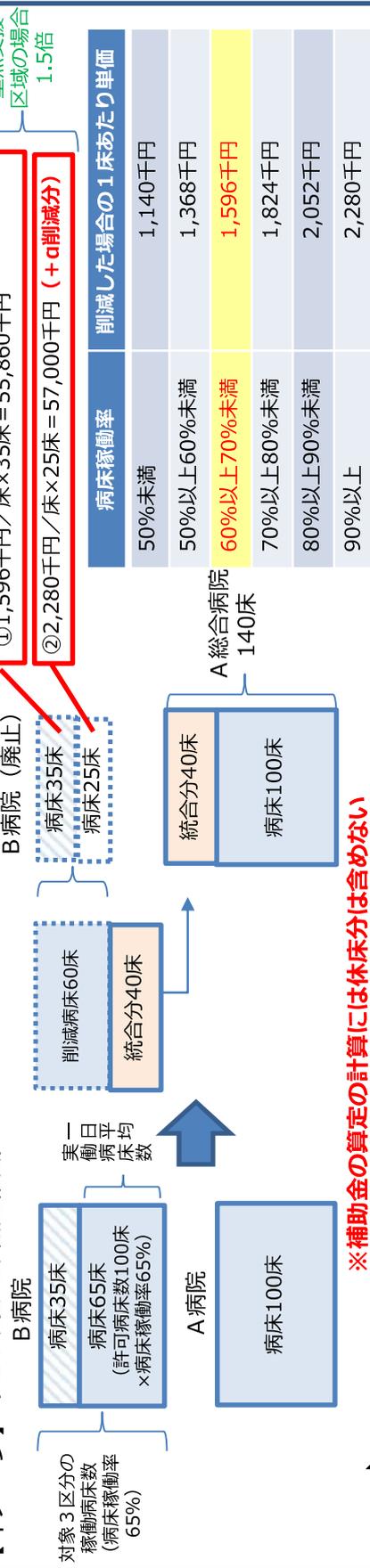
支給要件

- ① 地域医療構想を達成するために必要な統合であるとして、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。
- ② 統合関係病院等のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化も含む）となること。
- ③ 2025年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院等が計画に合意していること。
- ④ 統合関係病院等の対象3区分の**総病床数の10%以上削減**すること。

支給額の算定方法

- ① 統合関係病院等の施設ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分の許可病床数に対して対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたり算出された額の合計額を支給。
- ② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、2,280千円/床を交付。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、**回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。**
- ④ **重点支援区域**として指定された統合関係病院等については、算定された金額に**1.5を乗じて算定された額の合計額を支給。**

【イメージ】（H30年度病床機能報告）



① (55,860千円) + ② (57,000千円) = 112,860千円の交付

令和2年11月10日

関係医療機関の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

病床機能再編支援補助金に関する活用希望調査について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。標記の件につきまして、厚生労働省医政局から事業の活用に関する照会がありました。つきましては、令和2年度又は3年度において当該事業の活用を希望される医療機関は、別添の事業計画書を提出してください。

なお、今回の照会は現時点における要綱案等に基づくものであり、今後、国からの通知等により変更が生じる可能性がありますので、あらかじめ御了知ください。

記

1 対象事業

- (1) 病床削減支援給付金
- (2) 医療機関統合支援給付金
- (3) 病院の債務整理に必要な借入資金支援給付金

2 事業概要

詳細については別添の各事業の支給要領案を参照してください。また、令和3年度については、令和3年度中の事業が対象となる見込みです。

(1) 病床削減支援*

① 支給対象

高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）のいずれかの病床の削減を行う病院等の開設者又は開設者であった者。

② 支給要件（地域医療構想の達成を目的としたものであり、次の全てを満たすこと。）

- ア 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めたものであること。
- イ 病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること。
- ウ 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
- エ 同一年度内に同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

③ 支給額

ア 対象3区分の病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減分について、対象3区分の病床稼働率に応じて、削減病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額。

イ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1床当たり2,280千円を支給。

病床稼働率	削減した場合の1床当たり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

(2) 医療機関統合支援*

① 支給対象

対象3区分のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に合意した病院等（以下「統合関係病院等」という。）の開設者。

② 支給要件（地域医療構想の達成を目的としたものであり、次の全てを満たすこと。）

ア 地域医療構想調整会議の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めたものであること。

イ 統合関係病院等の内1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化含む）となること。

ウ 2025年度中までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係病院等が計画に合意していること。

エ 統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上を削減すること。

③ 支給額

ア 対象3区分の病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減分について、対象3区分の病床稼働率に応じて、削減病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額。

イ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1床当たり2,280千円を支給。

病床稼働率	削減した場合の1床当たり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

(3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援

① 支給対象

統合計画に参加し、統合後に存続している病院であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた病院（以下「承継病院」という。）の開設者。

② 支給要件（地域医療構想の達成を目的としたものであり、次の全てを満たすこと。）

ア 地域医療構想調整会議の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めた統合計画において、統合後に存続している病院であること。

イ 統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。

ウ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

エ 国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。

③ 支給額

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、承継病院が統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。

ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定。

※ 病床削減前の基準とするのは平成30年度病床機能報告において報告している平成30年7月1日時点の対象3区分の稼働病床。

- 3 提出先
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係
- 4 提出方法
電子メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp 宛て
- 5 提出期限
令和2年11月20日（金）17時

（担 当）
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係
加松（かまつ）
TEL 099-286-2738
FAX 099-286-5928
メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

< 鹿児島保健医療圏における病床機能再編支援補助金活用希望内容(概要) >

■ 病床削減支援給付金(4件)

① **生駒泌尿器科**

急性期	休棟等	廃止7床(うち稼働中2床)
14-2=12床	5-5=0床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
生駒泌尿器科	削減前	0	14	0	0	5	19
	削減後	0	12(-2)	0	0	0(-5)	12(-7)

支給申請額
(生駒泌尿器科)
2床×114万円=228万円

② **じげんじ久保クリニック**

急性期	休棟等	廃止15床(うち稼働中14床)
15-14=1床	1-1=0床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
じげんじ久保クリニック	削減前	0	15	0	0	1	16
	削減後	0	1(-14)	0	0	0(-1)	1(-15)

支給申請額
(じげんじ久保クリニック)
14床×114万円=1,596万円

③ **いづろ今村病院**

急性期	今村総合病院へ移床15床(移床先:急性期)
77-15=62床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
いづろ今村病院	削減前	0	77	53	0	130
	削減後	0	62(-15)	53	0	115(-15)

支給申請額(いづろ今村病院)
8床×228万円=1,824万円
7床×228万円=1,596万円
計:3,420万円

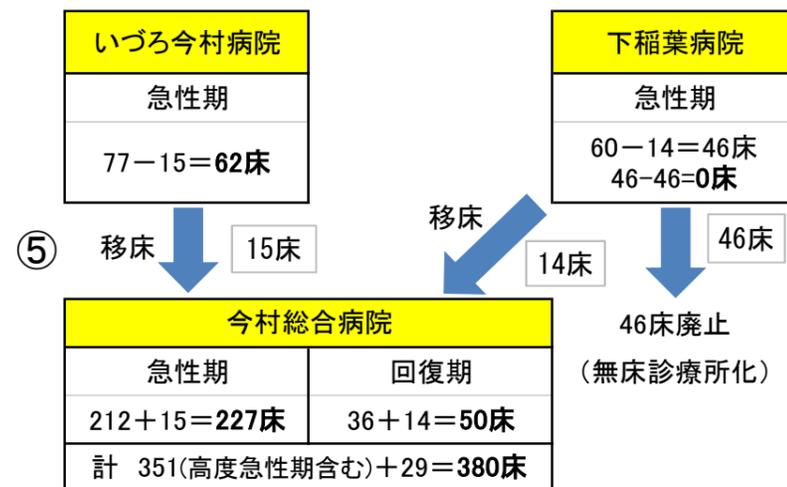
④ **下稲葉病院**

急性期	今村総合病院へ移床14床(移床先:回復期) 廃止46床
60-60=0床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
下稲葉病院	削減前	0	60	0	0	60
	削減後	0	0(-60)	0	0	0(-60)

支給申請額(下稲葉病院)
53床×114万円=6,042万円
7床×228万円=1,596万円
計:7,638万円

■ 医療機関統合支援給付金(1件)



統合後		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
今村総合病院	統合前	103	212	36	0	351
	統合後	103	227(+15)	50(+14)	0	380(+29)
いづろ今村病院	統合前	0	77	53	0	130
	統合後	0	62(-15)	53	0	115(-15)
下稲葉病院	統合前	0	60	0	0	60
	統合後	0	0(-60)	0	0	0(-60)
計	統合前	103	349	89	0	541
	統合後	103	289(-60)	103(+14)	0	495(-46)

※ 上段:削減前の対象3区分の稼働病床数から一日平均実働病床数までの削減分にかかる支給額
補助単価は病床稼働率により異なる(114万円~228万円)
下段:一日平均実働病床数から削減数の対象3区分の許可病床数までの削減分に係る支給額
補助単価は一律228万円

支給申請額(今村総合病院)
46床×114万円=5,244万円

支給申請額
5医療機関 計:18,126万円

【 鹿児島保健医療圏における医療機能別病床数の増減 】
○ 急性期 76床減少 (生駒泌尿器科:2床, じげんじ久保クリニック:14床, 下稲葉病院:60床)
○ 回復期 14床増加 (今村総合病院:14床)

(注) 病床の医療機能は平成30年度病床機能報告に基づく
(平成30年度病床機能報告時から病床数の変更がある場合は, 令和2年4月1日時点の病床数)

< 鹿児島保健医療圏における病床機能再編支援補助金活用希望内容(概要) >

※ いづろ今村病院の移床を一連の取組として判断しない場合 ※

■ **病床削減支援給付金(4件)**

① **生駒泌尿器科**

急性期	休棟等	廃止7床(うち稼働中2床)
14-2=12床	5-5=0床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
生駒泌尿器科	削減前	0	14	0	0	5	19
	削減後	0	12(-2)	0	0	0(-5)	12(-7)

支給申請額
(生駒泌尿器科)
2床×114万円=228万円

② **じげんじ久保クリニック**

急性期	休棟等	廃止15床(うち稼働中14床)
15-14=1床	1-1=0床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
じげんじ久保クリニック	削減前	0	15	0	0	1	16
	削減後	0	1(-14)	0	0	0(-1)	1(-15)

支給申請額
(じげんじ久保クリニック)
14床×114万円=1,596万円

③ **いづろ今村病院**

急性期	今村総合病院へ移床15床(移床先:急性期)
77-15=62床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
いづろ今村病院	削減前	0	77	53	0	130
	削減後	0	62(-15)	53	0	115(-15)

支給申請額(いづろ今村病院)
8床×228万円=1,824万円
7床×228万円=1,596万円
計:3,420万円

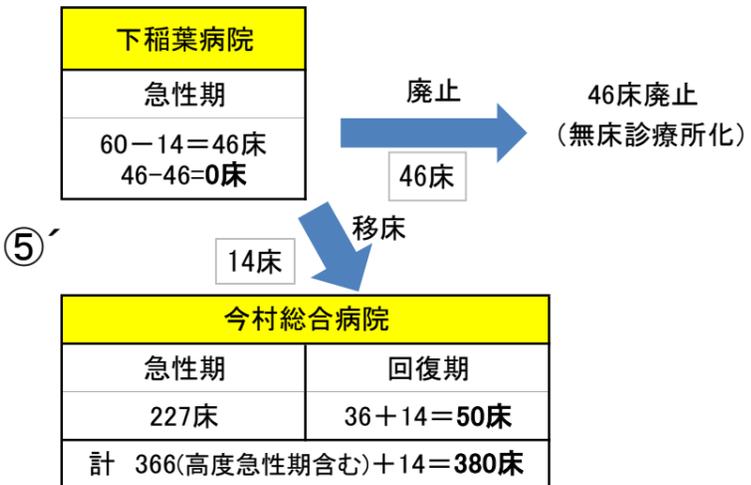
④ **下稲葉病院**

急性期	今村総合病院へ移床14床(移床先:回復期) 廃止46床
60-60=0床	

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
下稲葉病院	削減前	0	60	0	0	60
	削減後	0	0(-60)	0	0	0(-60)

支給申請額(下稲葉病院)
53床×114万円=6,042万円
7床×228万円=1,596万円
計:7,638万円

■ **医療機関統合支援給付金(1件)**



統合後		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
今村総合病院	統合前	103	227	36	0	366
	統合後	103	227	50(+14)	0	380(+14)
下稲葉病院	統合前	0	60	0	0	60
	統合後	0	0(-60)	0	0	0(-60)
計	統合前	103	287	36	0	426
	統合後	103	227(-60)	50(+14)	0	380(-46)

※ 上段:削減前の対象3区分の稼働病床数から一日平均実働病床数までの削減分にかかる支給額
補助単価は病床稼働率により異なる(114万円~228万円)
下段:一日平均実働病床数から削減数の対象3区分の許可病床数までの削減分に係る支給額
補助単価は一律228万円

支給申請額(今村総合病院)
46床×114万円=5,244万円

【 鹿児島保健医療圏における医療機能別病床数の増減 】

- 急性期 76床減少 (生駒泌尿器科:2床, じげんじ久保クリニック:14床, 下稲葉病院:60床)
- 回復期 14床増加 (今村総合病院:14床)

支給申請額
5医療機関 計:18,126万円

(注) 病床の医療機能は平成30年度病床機能報告に基づく
(平成30年度病床機能報告時から病床数の変更がある場合は, 令和2年4月1日時点の病床数)